

前回部会（平成 24 年 1 月 17 日）における指摘事項及びその対応

番号	指 摘 事 項	対 応															
1	<p>周辺河川の状況について説明されたい。</p>	<p>○ 事業者を確認した結果は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別添 1 及び 2 に、計画地周辺の河川の状況を整理しました。 別添 1 は、河川の名称及び流れの方向を示したものです。計画地からの排水の放流先である大府江川は、計画地の東側を南下し、大府新川、石ヶ瀬川の下をサイフォン形式の水路でくぐり、計画地の約 2 km 南で五ヶ村川に合流しています。 別添 2 は、各河川の現況を写真で示したものです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>川幅（水面幅）</th> <th>護岸の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大府江川※</td> <td>約 7m（約 3m）</td> <td>コンクリート構造</td> </tr> <tr> <td>石ヶ瀬川</td> <td>約 50m（約 20m）</td> <td>ススキ、カラシナ、つる植物等が繁茂</td> </tr> <tr> <td>五ヶ村川</td> <td>約 24m（約 15m）</td> <td>セイタカアワダチソウ、ススキ等が繁茂</td> </tr> <tr> <td>大府新川</td> <td>約 6m（約 1m）</td> <td>ススキ、つる植物等が繁茂</td> </tr> </tbody> </table> <p>※放流口付近</p>	河川名	川幅（水面幅）	護岸の状況	大府江川※	約 7m（約 3m）	コンクリート構造	石ヶ瀬川	約 50m（約 20m）	ススキ、カラシナ、つる植物等が繁茂	五ヶ村川	約 24m（約 15m）	セイタカアワダチソウ、ススキ等が繁茂	大府新川	約 6m（約 1m）	ススキ、つる植物等が繁茂
河川名	川幅（水面幅）	護岸の状況															
大府江川※	約 7m（約 3m）	コンクリート構造															
石ヶ瀬川	約 50m（約 20m）	ススキ、カラシナ、つる植物等が繁茂															
五ヶ村川	約 24m（約 15m）	セイタカアワダチソウ、ススキ等が繁茂															
大府新川	約 6m（約 1m）	ススキ、つる植物等が繁茂															
2	<p>魚類・貝類・底生動物調査の調査地点に、石ヶ瀬川を選定した理由はなにか。</p> <p>また、五ヶ村川等も調査地点に追加すべきではないか。</p>	<p>○ 事業者を確認した結果は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水の放流先となっていない周辺河川における底生動物等の状況を把握するため、計画地の周囲約 200m で設定した調査地域内にある河川の状況から石ヶ瀬川を選定しましたが、ご指摘を踏まえ、五ヶ村川でも調査をすることを検討いたします。 河川における底生動物調査は、任意採集法を入念に行うことで状況を把握できるものと考えました。 															
3	<p>底生動物の調査について、コドラート調査を追加すべきではないか。</p>																
4	<p>事業実施区域周辺の田畑の利水状況について説明されたい。</p>	<p>○ 事業者を確認した結果は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石ヶ瀬川については、簡易の堰を設置して、計画地の東側の水田や畑に利水することがあります（別添 2 参照）。 また、五ヶ村川、大府江川、大府新川については、農業用水等の利用はありません。 															

番号	指 摘 事 項	対 応
5	オオタカ、フクロウはいないのか。	<p>○ 事業者を確認した結果は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地周辺は、オオタカやフクロウ類が営巣地として利用する樹林地や巨木等は存在しません。 <p>また、フクロウ類が餌場とする森林やその林縁もみられないことから、フクロウ類に関する夜間調査は考えておりません。</p> <p>オオタカについては、市街地周辺の農耕地や河原を餌場として利用する可能性は否定できませんので、鳥類調査として行うラインセンサス調査時に留意します。</p>
6	ラインセンサス調査時にオオタカの飛翔についても注意されたい。	
7	フクロウの生息を確認するため夜間調査を実施する必要があるのではないか。	
8	東海豪雨の時の浸水範囲を資料として提出されたい。	<p>○ 事業者を確認した結果は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海豪雨時における被害状況を東浦町及び大府市の資料を基に、別添 3 に東浦町・大府市における洪水浸水図を整理しました。
9	既存施設について、稼働から現在までに、環境について、問題があったことはないか。	<p>○ 事業者を確認した結果は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設は、平成元年の供用開始後、法令等の定め（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5」（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）、環整第 95 号厚生省環境整備課長通知、など）に従い適正に維持管理を行い、排ガス中のダイオキシン類濃度、ばい煙濃度も規制値以下で運転しており、環境上の問題はなく、周辺住民からの苦情もありません。